

令和8年度
川崎市市内事業者エコ化支援補助金

申請の手引き

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

令和8年4月1日改訂

この手順書は、補助金の申請から交付までの事務手続きをまとめたものです。



エコちゃんず：
「CC（カーボン・チャレンジ）かわさき」の基本理念「環境と経済の好循環」
を表現するキャラクター

目次

1. はじめに	2
2. 昨年度との主な違い	2
3. 「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」認定制度の 取得について	2
4. 補助金の交付対象となる事業者（補助対象事業者）	3
5. 補助対象事業および補助金額等について	4
6. 補助対象経費について	6
7. 市内中小企業者への優先発注及び見積りについて	7
8. 補助金の募集期間について	8
9. 補助金の申請から交付までの流れについて	8
10. 事務手続きの代行について	10
11. 申請する際の提出書類について	10
12. 工事計画を変更した場合、または中止した場合	13
13. 設置完了届の提出について	14
14. 完了検査について	14
15. 補助金の交付について	14
16. 設置後の設備の管理・処分について	15
17. 申請書類の記入例	16
18. 書類の提出先・お問い合わせ等	24
19. よくあるご質問と回答	25

1. はじめに

川崎市市内事業者エコ化支援補助金は、中小規模事業者が実施する再生可能エネルギー源利用設備および省エネルギー型設備の導入に対し、補助金を交付することにより、中小規模事業者における地球温暖化対策を推進し、併せて中小規模事業者の振興育成を図るためのものです。

2. 昨年度との主な違い

- ・年度更新に伴い、補助対象となる川崎CNブランド認定製品の一部を変更しました。(P4 要綱別表5)
- ・申請様式の申請者の「代表者名」欄を「代表者職・氏名」に変更しました。
- ・申請様式の導入設備欄について、「再生可能エネルギー源利用設備」および「省エネルギー型設備」の確認欄を省略しました。

3. 「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」認定制度の取得について

補助金の交付を受けるには、完了届の提出時までに「**川崎市脱炭素経営アクション推進事業者**」の認定を取得する必要があります。認定取得には、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の提出が必要です。

※申請時点では、認定を取得していなくても構いません。

※計画書提出後から認定まで、1か月程度を要します。

※認定取得に当たっては、担当職員が積極的に支援いたしますので、まずはお気軽にご相談ください。

<「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」認定制度とは>

「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」を提出した事業者を、「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」として認定するとともに、認定事業者に対して官民連携により様々なサポートをする制度です。

また、認定の取得（計画書の作成）に当たっては、担当職員が積極的にお手伝いしますので、まずはお気軽にご相談ください。

4. 補助金の交付対象となる事業者（補助対象事業者）

前提となる要件 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例に定める「中小規模事業者」

- 令和7年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満であり、令和8年3月31日時点での自動車所有台数が100台未満であること等の条件を満たす事業者が該当します。

上記に加え、補助対象事業者は、次の(1)と(2)の両方に該当する事業者が対象です。

(1) 次のアからエのいずれかに該当する市内に事業所を有する又は市内に事業所を新設する事業者

ア 次に定める要件の全てに該当する中小企業者

(ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

- 業種ごとに、資本金の額や従業員数が一定規模以下の事業者が該当します。
- 詳細な条件等については、中小企業庁のホームページなどでご確認ください。

FAQ「中小企業の定義について」（中小企業庁ホームページ）

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html

(イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有していない事業者

(ウ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していない事業者

イ 私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人で、常時使用する従業員の数が100人以下の法人

ウ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療法人で、常時使用する従業員の数が300人以下の法人

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人で、常時使用する従業員の数が100人以下の法人

(2) 「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定事業者又は完了届の提出時まで「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定を取得予定である事業者

さらに、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていない事業者
- (2) 川崎市税（法人にあっては法人市民税を、個人にあっては個人市民税をいう。）の納税義務者である事業者。ただし、補助対象事業者が学校法人又は社会福祉法人に該当し、かつ川崎市税の納税義務がない場合は、この限りではありません。
- (3) 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がない事業者
- (4) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している事業者
ただし、前記の要件を満たしていても、次の場合は、補助対象外となります。
 - (1) 法令、条例、川崎市補助金等の交付に関する規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者
 - (2) 政治団体
 - (3) 宗教上の組織又は団体
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っているもの
 - (5) 公序良俗に反する等の市長が適当でないと認めるもの

5. 補助対象事業および補助金額等について

補助の対象となる事業、補助金額等は表1の通りです。なお、算定した補助金の1万円未満の額は、切捨てします。

※補助金交付決定日以降に契約・発注する事業であることが要件となりますのでご注意ください。

表1 補助対象事業

対象事業	対象事業者	省エネルギー診断の受診
1 次の再生可能エネルギー源利用設備等の導入 (1) 太陽光発電設備 (50kW未満。ただし、10kW以上は自家消費型に限る。) (2) 太陽熱利用設備 (3) 風力発電設備 (4) 小水力発電設備 (5) 地中熱利用設備 (6) バイオマス利用設備 (7) (1)～(6)に示した発電設備と接続する蓄電池及びV2H	●中小企業者 ●学校法人 ●医療法人 ●社会福祉法人	任意
2 次の省エネルギー型設備の導入 (1) 空気調和設備 (2) 燃焼設備(ボイラー・給湯設備) (3) 業務用燃料電池 (4) (1)の空気調和設備と併せて導入する複層ガラス、遮光フィルム等の建築物外皮	●中小企業者	必須
3 次の省エネルギー型設備の導入 令和5年度から令和7年度の間に認定された川崎CNブランド認定製品(以下「川崎CNブランド認定製品」という。)のうち、上記2に該当しないものであって、かつ要綱上の別表5(※1)に定める設備に該当するもの	●中小企業者	必須
4 上記1から3のいずれかと併せて導入するエネルギー管理装置(EMS装置)		必須

※1 要綱別表5(上記3に該当する設備)

製品名	認定業者名
C帯固体化二重偏波気象レーダ(TW4625)	株式会社東芝 防衛・電波システム事業部 小向工場、東芝電波テクノロジー株式会社
LEDライト SAKURA LED LIGHTS(直管型) SKR40N73-MM83N	桜総業株式会社
超短波全方向式無線標識施設 DVOR-07C型装置(TW4706)	東芝インフラシステムズ株式会社 電波システム事業部 小向工場

川崎市市内事業者エコ化支援補助金 申請の手引き

次世代自動改札機システム（EG-8000）	東芝インフラシステムズ株式会社 セキュリティ・自動化システム事業部 小向工場
マルチパラメータ・フェーズドアレイ気象レーダ（TW4682）	東芝インフラシステムズ株式会社 電波システム事業部 小向工場
72kV ガス絶縁開閉装置（GIS）AEROXIA™	東芝エネルギーシステムズ株式会社

※認定事業者名は認定当時のもの

表2 補助金額

対象事業	補助金額
1 再生可能エネルギー源利用設備等の導入	<p>【基本補助金額】 補助対象経費の3分の1（上限200万円）</p> <p>●導入設備に太陽光発電設備が含まれる場合 【太陽光発電出力に応じた加算金額】が加算 太陽光発電出力（キロワット表示とし、少数第1位以下は切捨てる）に1kWあたり1万円を乗じた金額（上限20万円）</p> <p>（太陽光発電出力は、太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値を比較していずれか低い方の値とします。）</p>
2 次の省エネルギー型設備の導入 （1）空気調和設備 （2）燃焼設備（ボイラー・給湯設備） （3）業務用燃料電池 （4）（1）の空気調和設備と併せて導入する複層ガラス、遮光フィルム等の建築物外皮	<p>【基本補助金額】 補助対象経費の4分の1（上限150万円）</p> <p>●令和5年度から令和7年度の間に認定された川崎CNブランド認定製品であって、要綱上の別表4（※2）に定める設備に該当するものを導入する場合 【川崎CNブランド認定製品導入に対する加算金額】が加算 補助対象経費の20分の1（上限50万円）</p>
3 次の省エネルギー型設備の導入 令和5年度から令和7年度の間に認定された川崎CNブランド認定製品のうち、上記2に該当しないものであって、かつ要綱上の別表5（※1）に定める設備に該当するもの	<p>【補助金額】 補助対象経費の4分の1（上限150万円）</p>
4 1から3のいずれかと併せて導入するエネルギー管理装置（EMS装置）	<p>併せて導入する設備の補助金額を適用します。 例：再生可能エネルギー源利用設備等と併せてEMS装置を導入する場合、基本補助金額は補助対象経費の3分の1になり、再生可能エネルギー源利用設備等とEMS装置を併せた上限が200万円となります。</p>

※2 要綱別表4（川崎CNブランド認定製品に対する加算が受けられる設備）

製品名	認定業者名
ルームエアコン「nocria」シリーズ（2023年発売モデル以降）	株式会社富士通ゼネラル

※認定事業者名は認定当時のもの

また、補助対象事業は以下に該当する必要があります。

- (1) 補助対象事業者が事業を営む市内の事業所で実施すること。
- (2) 表1の1(1)及び(2)並びに表1の3（「空気調和設備」及び「燃焼設備」、並びに令和5年度から令和7年度の間認定された川崎CNブランド認定製品であって、要綱上の別表5に定める設備に該当するもの）を導入する場合は、既設設備（故障中のものを除く）を更新する事業で、導入設備が既設設備の使用用途と同じであること。
- (3) 事業実施による二酸化炭素排出量削減効果が定量的に把握できること。
- (4) 導入設備の設置工事を伴うこと。
- (5) 補助対象経費が50万円以上であること。
- (6) 補助対象事業者自らが費用負担を行い、当該年度の3月15日（休日である場合はその翌日）までに工事及び支払等が完了すること。
- (7) 次のいずれにも該当しない事業
 - ア 事業所のうち居住用途及び居住用途との兼用部分における設備の導入
 - イ 中古設備の導入
 - ウ リース契約による設備の導入
 - エ 兼用設備（補助対象の区分が明確にできない設備）等の導入
 - オ 交付申請を行う補助対象事業と同一の事業について、既に川崎市の助成制度による助成を受けている、又は採択が決定している事業
- (8) 別表5に定める設備以外を導入する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく判断基準（グリーン購入法調達基準）又はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく性能の向上に関する製造事業者等の判断基準（トプランナー基準）に定めがある設備については、いずれかの基準を満たす設備であること。
- (9) 補助金交付決定日以降に契約・発注する事業であること

6. 補助対象経費について

補助対象経費は、補助対象事業を実施するための必要経費から、国・県等の補助金、寄付金その他の収入の額を控除した額になります。また、必要経費は、対象設備の購入及び設置工事に関する費用を対象としますが、購入及び設置工事にあたり申請者が要した調査費や事務費、既設設備の処分費、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、及び各種手数料（銀行振込手数料等）は補助対象外とします。

7. 市内中小企業者への優先発注及び見積りについて

本市では、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、「川崎市契約条例」や「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、市内中小企業者の受注機会の増大に努め、優先発注に取り組んでいます。

当補助金等交付事業の市内中小企業者への優先発注の対象及び内容は次の通りです。

(1) 市内中小企業者への優先発注の義務

補助金の額が1,000,000円を超え、かつ補助対象事業者が補助対象事業に係る工事の発注等を行う場合において、1件の発注金額が1,000,000円を超えるときは、次の要件を全て満たすようにしてください。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではありません。

- ア 2者以上の市内中小企業者から見積書を徴取してください。
- イ 補助対象事業者は、複数者からの見積書を徴取し競争に付すことにより、最安の見積書を提示した業者と契約し工事を実施してください。

(2) 市内中小企業者への優先発注の努力義務

補助金の額が1,000,000円以下（又は補助金の額が1,000,000円を超えるが工事等の1件の発注金額が1,000,000円を超えない場合）で、かつ補助対象事業者が補助対象事業に係る工事の発注等を行う場合は、次の要件を全て満たすようにしてください。

- ア 必ず合計2社以上から見積書を徴取してください。
- イ 少なくとも1者は市内中小企業者から見積書を徴取するよう努めてください。
- ウ 補助対象事業者は、複数者からの見積書を徴取し競争に付すことにより、最安の見積書を提示した業者と契約し工事を実施してください。

○市内中小企業者とは、次の条件をともに満たす事業者です。

- 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者
- 川崎市内に主たる事業所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）

○川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「補助事業者等による市内中小企業者への優先発注のための確認用業者名簿」における「市内中小企業者確認用業者名簿」に登録がある事業者は、市内中小企業者です。

※「市内中業企業者確認用業者名簿」については、次のホームページから確認できます。

<https://www.city.kawasaki.jp/233300/page/0000112792.html>

○(1)に該当する場合（市内中小企業者への優先発注の義務が生じる場合）に、上記「市内中小企業者確認用業者名簿」に記載がない市内中小企業者から見積を徴収するときは、市内中小企業者であることの誓約書（第2号様式）の提出が必要になります。市内中小企業者であることの誓約書は、見積業者が市内中小企業者であることを確認するためのものですので、申請者ではなく見積業者が記入してください。

※複数業者から見積書を徴取し比較するにあたり、見積書の作成に関しては、次の点にご留意ください。

- 作成する見積書には、補助対象経費と、補助対象外の経費が明確に分かるように記載してください。補助対象と補助対象外の経費が明確に分けられていない項目については、すべて補助対象外になりますのでご注意ください。
- 複数の設備（燃焼設備と空調など）を更新する場合で、同一業者に見積を依頼するときであっても、見積書は設備ごと分けて徴取してください。
- 原則として、値引きの項目は記載しないでください（値引きする場合は、値引きした後の金額を記載してください）。
- 補助対象経費となる箇所については、できる限り「一式」計上を避けて内訳詳細を示してください。

8. 補助金の募集期間について

エコ化支援補助金の募集は通年で行っております。各期日にご注意ください。また、予算の上限に達した場合は、募集の受付を終了いたします。

募集期間 令和8年4月1日～令和9年1月12日

完了届提出期限 令和8年3月15日

※完了届の提出時に「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定を取得している必要がありますので、余裕をもった申請をお願いします。

9. 補助金の申請から交付までの流れについて

(1) 事前相談票（エコ化支援・省エネルギー診断）の提出

補助金の申請を希望する場合は、申請書の提出前に必ず事前相談票を提出してください。事前相談票をご提出いただけない場合、補助金の申請ができませんのでご注意ください。

【Web 申し込みの方】 ホームページ上に掲載している「事前相談票（補助金・省エネルギー診断）申し込みフォーム」からお申込みください。

【持参、FAX の方】 ホームページ上に掲載している「事前相談票（補助金・省エネルギー診断）申し込み用紙」をご使用ください。

市内事業者エコ化支援事業についてのホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000139062.html>

(2) 省エネルギー診断の受診

省エネルギー型設備（川崎CNブランド等認定製品含む）、エネルギー管理装置を導入する場合には、エコ化支援補助金を申請する年度末までに神奈川県や川崎市が実施する省エネルギー診断を受診し、報告書を受領する必要があります（報告書を受領までには時間を要します。川崎市の省エネルギー診断の場合、受診してから報告書を受領するまで約1ヶ月を要しますので、2月末までに必ず受診してください）。

令和6年度以降に省エネルギー診断を受診し、報告書を受領している場合は、改めて省エネ診断を受診する必要はありません。

また、省エネルギー診断の受診は設備の更新前、更新後どちらでもかまいませんが、下記(8)の補助金振り込み前までに受診してください。

なお、神奈川県・川崎市以外の省エネルギー診断を令和5年度以降に受診し、報告書を受領している場合は、代替可能な場合がございますので、御相談ください。

(3) 交付申請書の提出

上記募集期間中に、申請書(第1号様式)に必要な書類を添付し、不備の無い状態で下記まで提出(郵送、電子申請もしくは持参)してください。ただし、土日・祝日など、閉庁日に持参することはできません。工事契約後に申請した場合は補助の対象外となります。

書類提出先(窓口へお越しの際は、事前にご連絡をお願いします。)

川崎市環境局脱炭素戦略推進室(川崎市役所本庁舎20階)

住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話: 044-200-2169

【お知らせ】

電子申請でも受け付けています。

申請フォームについては、市内事業者エコ化支援事業についてのホームページで案内しています。

市内事業者エコ化支援事業についてのホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000139062.html>

オンライン手続全般に関する利用方法等については、次のホームページを確認してください。

オンライン手続かわさき(電子申請)ホームページ:

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-24-1-0-0-0-0-0-0.html>

(4) 補助金の交付決定および工事契約の締結

申請書の書類審査が完了し補助金の交付が決定したら、申請者宛てに「補助金交付決定通知書」を送付します。

工事契約は必ず補助金交付決定後、締結してください。

申請した内容について変更がある場合又は申請を中止しようとする場合は、速やかに「変更(中止)申請書(第4号様式)」を提出してください。

ただし、次に掲げる変更については、完了届に記載すればよく、変更(中止)申請書を提出する必要はありません。

・事業実施期間の変更。ただし、当該年度の3月15日(休庁日である場合はその翌日)までに工事及び支払等が完了しない場合を除く。

・目的の範囲を逸脱しない範囲であって、事業の一部を中止する場合において補助対象経費から該当分を除算する変更

・目的の範囲を逸脱しない範囲であって、事業の一部を変更する場合において補助金額が変わらない変更

・同一対象設備における、製品名及び型番等の変更

(5) 川崎市脱炭素経営アクション推進事業者の認定取得に向けた計画書作成

完了届の提出までに、川崎市脱炭素経営アクション推進事業者の認定取得が必要です。

この認定を受けるためには、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を作成する必要があります。計画書の作成については支援しますので、まずは次の相談先までご連絡ください。

【認定取得・計画書作成支援に関する相談先】

川崎市環境局脱炭素戦略推進室 技術支援班

電話：044-200-0369 FAX：044-200-3921

E-mail：30jigyo@city.kawasaki.jp

※市内事業者エコ化支援補助金の担当とは異なります。

※補助金の交付決定前から計画書作成に取り組んでいただくことは差し支えありません。

※計画書提出後から認定まで、1か月程度を要します。

(6) 完了届の提出

設置工事の完了（工事または支払い）から30日以内に、事業完了届（第7号様式）に必要な書類を添付し、速やかに提出してください。最終的な提出期限は令和9年3月15日です。

(7) 完了検査および補助金の交付確定

完了届の提出後、市の職員が申請通りに事業が完了しているかを現地で確認いたします。その後、書類審査が完了したら、申請者宛てに「確定通知書」と、「請求書・支払金口座振替依頼書」の記入様式を送付します。

(8) 補助金の振り込み

補助金の交付が確定したら、申請者名義の口座に補助金を振り込みします。あらかじめ「請求書・支払金口座振替依頼書」にご記入頂いた指定の口座に、請求書・支払金口座振替依頼書のご提出からおおむね約30日程度で振り込まれます。

なお、振り込みを完了した旨の通知等は行っていないので、通帳等でご確認をお願いします。

10. 事務手続きの代行について

補助金を申請する方は、事務手続きを第三者（販売業者など）に代行させることができます。手続きを代行させる場合、事務代行届（第10号様式）（P23）に必要事項を記載した上で、申請書と同時に提出してください。

11. 申請する際の提出書類について

(1) 補助金の交付申請に必要な書類と注意事項について

申請書提出期間内に、下記の書類を提出してください。

申請書は16ページ以降の17.の記載例を参考にして間違いのないように記載してください。**間違えた場合は2重線で訂正してください。（訂正印は不要です。）**

提出前に、作成した書類一式のコピーをとり、控えとしてお手元に保管してください（書類の内容について電話等で確認させて頂く場合があります）。

■補助金の交付申請に必要な書類一覧

16 ページ以降の 17. の記入例を参考にして、誤記や不備のないように記入してください。

1 川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付申請書（第1号様式）

- ホームページよりダウンロードしてください。

2 添付書類

(1) 補助対象事業概要・計画書（P18）

- 「いつ」「どこに」「何を」「いくつ」導入するのかが分かるよう、次の内容を記載した資料を添付してください。
 - ・工事の内容（実施する工事の概要等）
 - ・工事の工程（業者提示の工程表等）

(2) 補助対象事業者が営む事業がわかる資料（会社案内のパンフレット等）

- 会社案内のパンフレット等、補助対象事業者が営む事業の概要がわかる資料を添付してください。

(3) 事業所案内図

- 事業所の位置がわかるものを添付してください。地図を印刷したものに、事業所の位置を示したもので構いません。

(4) 補助対象経費計算書（P19）

- 「補助対象経費総額」の内訳を記載した資料を添付してください。（見積書内訳のうち、どの項目についての金額を合計しているかがわかるように作成してください。）
- 消費税額や処分費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

(5) 見積書等の写し（複数業者から徴取した見積書すべて）

- 4 ページの 5. 参照。
- 代行申請を行う場合でも、見積書の宛名は申請者である必要があります。

(6) 市内中小企業者であることの誓約書（第2号様式）（P20）

- 以下の2つの条件を満たす場合のみ、添付してください
 - ・補助金額が100万円を超え、かつ、1件の発注金額が100万円を超える場合
 - ・見積業者が、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「補助事業者等による市内中小企業者への優先発注のための確認用業者名簿」における「市内中小企業者確認用業者名簿」に登録がない場合
- ※「市内中業企業者確認用業者名簿」については、次のホームページから確認できます。
<https://www.city.kawasaki.jp/233300/page/0000112792.html>
- 本誓約書は、見積業者が市内中小企業者であることを確認するためのものですので、申請者ではなく見積業者が記入してください。

(7) 見積りが行えないことに係る理由書（第3号様式）

- 補助金額が100万円を超え、かつ、1件の発注金額が100万円を超える場合で、2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由があるときに添付してください。

(8) 導入設備の仕様がわかる資料

- 型番及び仕様（定格消費電力等）がわかるカタログや仕様書などの資料を添付してください。

(9) 既設設備の仕様がわかる資料

- 型番及び仕様（定格消費電力等）がわかるカタログや仕様書などの資料を添付してください。

(10) 建築図面（配置図、平面図等）

- 補助対象事業の工事箇所が分かる資料を添付してください。平面図等に設備の導入予定箇所を凡例等を用いて図示する等により作成してください。Word等で作成した簡易的な図面でも構いません。
- なお、蓄電池やV2Hを導入される場合は、再生可能エネルギー源利用設備との連携が確認できる図面を添付してください。

(11) 導入設備の設置予定場所の写真（申請書の提出前3箇月以内のもの）

- 工事が行われたことを確認するため、工事の前後（申請書提出時及び完了届提出時）において、同じアングルから撮った写真を提出してください。
- 写真を撮った日付を入れて提出してください。

(12) 二酸化炭素排出量削減効果の算定資料（P21）

- 事業を実施することによる二酸化炭素削減効果を示した資料を作成してください。計算式などを示し、設置前及び設置後の二酸化炭素排出量の算定根拠が分かる資料としてください。なお、電力に係る排出係数は、「0.000431 t-CO₂/kWh」を使用してください。

(13) 【法人の場合】法人の履歴事項全部証明書（申請書の提出前3箇月以内のもの）又は写し
【個人事業主の場合】確定申告書の写し（一式）、個人事業税の納税証明書等、個人事業主であることが確認できる書類をいずれか一通

- 申請者が中小企業者に該当することを確認するため、提出していただきます。
 個人事業主の方は、「確定申告書の写し」や「個人事業税の納税証明書」等を提出してください。

(14) 納税証明書又は写し（申請書の提出前3箇月以内のもの）

- 【法人】・・・法人市民税の納税証明。
 【個人事業主】・・・市民税・県民税（個人）の納税証明。

(15) 建物に係る全部事項証明書（申請書の提出前3箇月以内のもの）又は写し

- 建物所有者や非住宅であることを確認するため、提出していただきます。土地の証明書は必要ありません。
- 法務局で取得できます。

(16) 役員等氏名一覧表

- ホームページに掲載している所定の様式にてご提出をお願いします。ホームページよりダウンロードしてください。

(17) 建物所有者の承諾及び実施事業に係る設備の管理運営責任者を確認できるもの（申請者以外の方が所有する建物において当該事業を実施する場合）（P22）

- 次の2点が分かる資料を添付してください。
 - ・ 当該建物において事業を行うことを、建物所有者が承諾していること。
 - ・ 導入する設備の管理運営責任者が、申請者であること。

(18) 【代行事業者が事務手続きを行う場合】事務代行届（第10号様式）（P23）

- 補助金申請に係る手続きを代行させる場合は、事務代行届を提出してください。

(19) 【学校法人、医療法人、社会福祉法人の場合】申請者の常時使用する従業員の数を確認できる書面

- 従業員の数が確認できる資料を添付してください。

(20) その他市長が必要と認める書類

- 上記提出資料で事業内容が確認できない場合等に、追加で書類等をご提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

12. 工事計画を変更した場合、または中止した場合

申請した事業について、その内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに変更（中止）申請書（第4号様式）を提出してください。ただし、次の変更については、完了届に記載していただければ、変更（中止）申請書の提出は不要です。

- ・事業実施期間の変更。ただし、当該年度の3月15日（休日である場合はその翌日）までに工事及び支払等が完了しない場合を除く。
- ・目的の範囲を逸脱しない範囲であって、事業の一部を中止する場合において補助対象経費から該当分を除算する変更
- ・目的の範囲を逸脱しない範囲で合って、事業の一部を変更する場合において補助金額が変わらない変更
- ・同一対象設備における、製品名及び型番等の変更

13. 設置完了届の提出について

完了届に必要な書類と注意事項について

1 川崎市市内事業者エコ化支援補助金事業完了届（第7号様式）

- 事業内容に変更が無い場合は、申請書と同一の内容を誤記や不備のないように記入してください。
ホームページよりダウンロードしてください。

2 添付書類

(1) 補助対象経費計算書（変更がある場合）

- 事業内容に変更が無い場合は、添付不要です。

(2) 補助事業に係る工事請負契約書の写し

- 以下のような、工事契約が確認できる書類を添付してください。
 - ・契約書
 - ・注文書と注文請書のセット 等

(3) 領収書等の写し（補助対象事業者が補助対象事業に係る費用を負担したことを証する書類）、及びその内訳を示す書面

- 内訳書は、請求書または見積書等を添付してください。

(4) 工事完成図面

(5) 工事完成写真

(6) 二酸化炭素排出量削減効果の算定資料（変更がある場合）

- 変更が無い場合は、添付不要です。

(7) 発注実績報告書（第8号様式）

- 補助金額が100万円を超え、かつ1件の発注金額が100万円を超える場合は添付してください。
ホームページよりダウンロードしてください。

(8) 「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定事業者であることを証明する書類

- 認定書の写しを添付してください。

(9) その他市長が必要と認める書類

- 上記提出資料で事業内容が確認できない場合等に、追加で書類等をご提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

14. 完了検査について

完了届の受け付け後、市職員が事業所に伺い、設備等の設置状況について検査いたします。検査は30分～1時間程度で終了します。

15. 補助金の交付について

10ページの(8)参照。

16. 設置後の設備の管理・処分について

(1) 導入した設備の管理義務について

補助金の交付を受けた事業者は、導入した設備を**法定耐用年数**（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間）**の間、善良なる管理者の注意をもって管理し、当該事業所にて使用してください。**

(2) 導入した設備を処分する場合について

補助金の交付を受けた事業者は、**法定耐用年数の期間内に当該設備を処分する場合は、処分前に処分承認申請書（第11号様式）を提出**してください。

(3) 補助金の返還について

補助金の交付を受けた事業者が、導入した設備を処分した場合、または交付要綱に違反した場合は、交付を受けた**補助金の全部又は一部の返還を請求する場合があります。**

(4) 「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定喪失に伴う返還について

導入設備の法定耐用年数の期間内に「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定事業者でなくなったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求する場合があります。

17. 申請書類の記入例

・ 交付申請書（第1号様式）

第1号様式

令和〇年 〇月 〇日

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付申請書

(あて先) 川崎市長

〒XXX-XXXX

住所 〇〇市〇〇区〇〇町 XX-XX

名称 〇〇株式会社

代表者の職名・氏名を記入 代表者職・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業実施事業所名	〇〇株式会社 川崎事業所		
補助事業実施事業所住所	〒 △△△-△△△△ 川崎市 〇〇区 〇〇町 XX-XX		
実施事業（導入設備）	再生可能エネルギー源利用設備 <input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 小水力発電設備 <input type="checkbox"/> 地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> バイオマス利用設備 <input type="checkbox"/> 上記に示した発電設備と接続する蓄電池、V2H		
補助対象経費総額	6,000,000円		
補助金申請額	2,200,000円		
太陽光発電出力（該当する場合のみ）	2	0	kW（小数第1位以下切捨て）
二酸化炭素排出量削減効果	X	X	. X t-CO ₂ /年（小数第1位未満切捨て）
申請手続事務の代行	<input type="checkbox"/> なし		
	<input checked="" type="checkbox"/> あり（会社名：株式会社×××）		

※ 第10号様式を提出してください。

本社所在地（履歴事項全部証明書に記載されている住所）を記入

代表者の職名・氏名を記入

撤去設備処分費や消費税などは補助対象経費に含まれませんので御注意ください。

太陽光発電設備出力に応じた加算金額や川崎CNブランド等認定製品導入に対する加算金額がある場合は、加算後の金額をご記入ください。

太陽光発電設備を導入する場合はご記入ください。

私は、下記の1から5の内容に同意した上で、本申請を行います。

同意事項

- 申請内容に一切の虚偽が無いことを誓約します。
- 本補助金交付要綱第3条（詳細は裏面）に該当する事業者です。
- 暴力団又は暴力団員ではありません。役員又は役員と同等の責任を有する者の中に暴力団員に該当する者はいません。
- 市税の滞納が判明した際には交付決定の取消を受けることに異議を申し立てません。
- 期限内に完了届を提出できない場合は、交付決定の取消を受けることに異議を申し立てません。

（補助事業に係る情報）（□は、該当するものに☑をしてください）

川崎市市内事業者エコ化支援補助金 申請の手引き

国・県補助金等の申請状況	□なし ■あり (補助制度の名称：神奈川県 ○○○○補助金) (補助事業に係る総事業費： 7,600,000 円) (補助対象経費： 7,600,000 円) (補助金申請額： 1,600,000 円)
工事施工予定期間	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月△日 ※ 事業完了届提出期限は令和8年3月16日です。
工事施工予定業者	名 称 <u>株式会社○○○</u> 所在地 <u>○○市△△区○○町 XX-XX</u> 電話番号 <u>XXX-XXX-XXXX</u>
補助金交付要綱第3条に定める補助対象事業者への該当について(対象業種)	次の項目に該当する事業者であることを確認しました。 ■ 中小企業者 ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。以下同じ。)が所有していない事業者 ウ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していない事業者 □ 学校法人 ア 私立学校法に規定する学校法人 イ 常時使用する従業員の数が100人以下 医療法人 ア 医療法に規定する医療法人 イ 常時使用する従業員の数が30人以下 社会福祉法人 ア 社会福祉法に規定する社会福祉法人 イ 常時使用する従業員の数が100人以上
補助金交付要綱第3条に定める補助対象事業者への該当について(認定の取得)	次の項目に該当する事業者であることを確認しました。 ■ 「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定を取得している又は第14条に定める完了届の提出時までに「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定を取得予定である
補助金交付要綱第3条に定める補助対象事業者への該当について(役員及び市税)	次に掲げる全ての要件を満たすことを確認しました。 ■ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていない ■ 川崎市税(法人にあっては法人市民税を、個人にあっては個人市民税をいう。)の納税義務者である ■ 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がない ■ 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している
川崎市地球温暖化対策等推進条例に定める「中小規模事業者」への該当について	■ 川崎市内に設置している全事業所の令和7年度における原油換算エネルギー使用量合計は、1,500キロリットル未満であることを確認しました。 ■ 事業活動に用いる自動車のうち、川崎市内に使用の本拠を有するものは、令和8年3月31日時点において100台未満であることを確認しました。 ■ 川崎市内に設置している全事業所の令和7年度における温室効果ガス排出量は、いずれの物質についても3,000トン未満であることを確認しました。
導入設備のグリーン購入法調達基準・トップランナー基準への適合について	■ 導入する設備が、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく判断基準(グリーン購入法調達基準)又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく性能の向上に関する製造事業者等の判断基準(トップランナー基準)に定めがある設備である場合は、いずれかの基準を満たす設備であることを確認しました。

対象業種に該当することを確認のうえチェックを入れてください。申請内容に虚偽がある場合は、補助金の取消、返還の対象になりますので御注意ください。

各項目について確認ができましたら、チェックを入れてください。申請内容に虚偽がある場合は、補助金の取消、返還の対象になりますので御注意ください。

・補助対象事業概要・計画書

記載例 補助対象事業概要・計画書

〇〇事業所の省エネ化を図るため、次のとおり工事を行う。

1 工事内容

空気調和設備〇台を更新する。

2 導入設備

既設設備	数量	導入設備	数量
空気調和設備 (型式：AAA-BBB)	〇台	空気調和設備 (型式：WWW-XXX)	〇台

3 設置場所

株式会社〇〇〇〇 川崎事業所

4 工事施工予定期間

令和〇年〇月〇〇日～ 令和〇年〇〇月〇〇日

5 工程

日にち	作業内容
〇〇月〇〇日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇〇〇〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇月〇〇日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇〇〇〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇〇〇〇〇

・補助対象経費計算書

記載例 補助対象経費計算書

別紙見積書に記載の内訳のうち、補助対象経費として計上されるものは次のとおりである。

項目	単価/円	数量	金額/円
空気調和設備 (型式：WWW-X X X)	～～～	1 台	～～～
既設設備撤去費	～～～	～～～	～～～
新規設備設置工事費	～～～	～～～	～～～
〇〇〇〇〇〇	～～～	～～～	～～～
〇〇〇〇〇〇	～～～	～～～	～～～
〇〇〇〇〇〇	～～～	～～～	～～～
合計 (補助対象経費総額)	-	-	～～～

※以下は補助対象外です！！

- ・ 調査費
- ・ 事務費
- ・ 既設設備の処分費
- ・ 消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、
- ・ 及び各種手数料(銀行振込手数料等)

・市内中小企業者であることの誓約書（第2号様式）

第2号様式

全ての項目を補助金申請企業ではなく、
見積もり依頼業者が記入してください。

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名 株式会社●●●●様 △△工事

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

(あ て 先)

補助事業者名 ●●●● (補助金申請企業)

補助事業者の代表者名 ●●●● (補助金申請企業)

住 所

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職氏名 (※1)

(※1 署名をしてください。)

資本金の額 円

職員総数 人 (※2)

(※2 代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)

こちらの欄は、
補助金申請企業
ではなく、見積もり
依頼業者の情報を
記入してください。

・ 二酸化炭素排出量削減効果の算定資料

「二酸化炭素排出量削減効果の算定資料」の作成例について

- ◆ 事業を実施することによる二酸化炭素排出量削減効果を数値で表してください。
- ◆ 計算式を示し、算定の根拠とした資料を併せて添付してください。
- ◆ 電力に係る排出係数は、原則「0.000452 t-CO₂/kWh」を使用してください。

【作成例 1】太陽光発電設備を導入する場合

①月間予測発電量 (kWh/月)

$$\text{月間予測発電量} = \text{月平均斜面日射量 (kWh/m}^2) \times \text{システム出力(損失)係数} \\ \times \text{設置容量 (kW)} \times \text{月間稼働日数 (日/月)} \div \text{日射強度 (1kW /m}^2)$$

※月平均斜面日射量は、NEDO (<http://www.nedo.go.jp/library/nissharyou.html>) 等からデータを取得してください。

※月間予測発電量は、上記の計算によるものの他に、メーカー・施工業者の予測発電量を用いても構いません。

※1～12月の各月ごとの月間予測発電量を算出してください。

②年間予測発電量 (kWh/年)

年間予測発電量は、1～12月の月間予測発電量の合計値です。

③年間二酸化炭素排出削減量 (t-CO₂/年)

$$\text{年間二酸化炭素削減量} = (\text{②}) \text{ (kWh/年)} \times \text{排出係数}$$

※排出係数は、原則「0.000452 (t-CO₂/kWh)」を用いてください。

【作成例 2】空気調和設備を導入する場合

①年間削減電力 (kWh/年)

$$\text{年間削減電力} = \text{既設設備の年間入力電力} - \text{新設設備の年間入力電力}$$

$$\text{年間入力電力 (kWh/年)} = \text{冷房時の年間入力電力} + \text{暖房時の年間入力電力}$$

(年間入力電力は、メーカー作成のシミュレーション資料等の数値を参考にしてください。)

②年間二酸化炭素削減量 (t-CO₂/年)

$$\text{年間二酸化炭素削減量} = (\text{①}) \text{ (kWh/年)} \times \text{排出係数}$$

(排出係数は、原則 0.000452 (t-CO₂/kWh) を用いてください。)

【作成例 3】エネルギー管理装置を導入する場合

ピークカット率を算出してください。

①現在の契約電力：_____ (kW)

(数値は、検針票等から確認してください。)

②目標とするデマンド設定電力：_____ (kW)

(目標とする最大需要電力を記載してください。)

③ピークカット率 (%)

$$\text{ピークカット率} = [1 - (\text{②}) / (\text{①})] \times 100 = \text{_____} (\%)$$

・承諾書（申請者と建物の所有者が異なる場合）

記載例

エコ化支援補助金の申請者
年 月 日
 ○○○○株式会社
 代表取締役 ○○ ○○様

承諾書

下記事業の実施を承諾します。

事業概要	空気調和設備○台を更新する。
事業実施場所	株式会社○○○○ 川崎事業所 (川崎市○○区○○町○○○○)
事業実施条件	法定耐用年数の期間、導入した設備の管理運営を○○○○株式会社が行うこと。

建物の所有者
 住所 ○○市○○区○○○
 名称 株式会社○○
 代表者 ○○ ○

・ 事務代行届 (第 10 号様式)

第 10 号様式

令和〇年 〇月 〇日

川崎市市内事業者エコ化支援補助金 事務代行届

(あて先) 川崎市長

申請者が記入

〒000-0000

住 所 ×× . . .

名 称 〇〇株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 川崎 太郎

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり補助金に関する事務手続を以下の者に代行させますので届出ます。

手続代行者が記入

手続代行者	〇〇株式会社 代表取締役 川崎 太郎 様 の川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付に係る事務手続を私が行います。				
	住所	〒△△. . .			
	会社名	△△. . .			
	代表者名	△△. . .			
	TEL	△△. . .			
	営業所名	△△. . .			
		フリガナ	カワサキ ハナコ		
	担当者名	川崎 花子			
	住所	〒△△. . .			
	連絡先	TEL	△△. . .	FAX	△△. . .
		携帯	△△. . .		
	休業日	△△. . .			
<p>■私は、下記の内容に同意した上で、本申請を行います。</p> <p style="text-align: center;">同 意 事 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 申請内容に一切の虚偽が無いことを誓約します。また事務手続にあたって迷惑をお掛けいたしません。 ■ 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、代行事業者情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。 					

18. 書類の提出先・お問い合わせ等

(1) 提出先

川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所本庁舎 20 階）

住所：〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話：044-200-2169 FAX：044-200-3921

E-mail：30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 窓口及び電話での受付時間

月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日は休み）

午前 9 時 ～ 12 時

午後 1 時 ～ 5 時

(3) 市役所本庁舎案内図



本庁舎までのアクセス

JR川崎駅から約 600m

京急川崎駅中央口から約 400m

19. よくあるご質問と回答

補助対象事業者について

- Q 1 組合（中小企業等協同組合法に基づく組合、農業協同組合 等）も補助対象事業者に該当しますか。
 A 1 補助対象事業者に該当しません。また、中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解される法人のうち補助の対象となるのは、「学校法人」、「社会福祉法人」および「医療法人」のみとなります。
- Q 2 学校法人や社会福祉法人で川崎市税の納税義務がない場合は、川崎市税を納税していなくても補助対象になり得ますか。
 A 2 学校法人や社会福祉法人については、川崎市税の納税義務者であることを要件としていないため、他の要件を満たせば補助対象事業者になります。

省エネルギー診断について

- Q 3 省エネルギー診断とは何ですか。
 A 3 エネルギー管理士の資格等を持つ専門家が、工場やオフィスに伺い、省エネに係る具体的な改善事項の提案や、改善に必要な費用と回収期間の試算などを行い、貴社に最適な省エネ対策を提案するものです。
- Q 4 省エネルギー診断の受診は必須ですか。
 A 4 省エネルギー型設備（川崎CNブランド認定製品含む）、エネルギー管理装置を導入する場合、**補助金を申請する年度末までに省エネルギー診断を受診し、報告書を受領している必要があります。**

補助対象事業について

- Q 5 市内事業者であれば（市内に事業所を有していれば）、市外の事業所で実施する事業でも補助の対象になりますか。
 A 5 補助の対象になりません。あくまで、市内の事業所で実施する事業が補助の対象になります。
- Q 6 新築の事業所に空調を導入する場合、補助の対象になりますか。
 A 6 補助の対象になりません。空調などの省エネルギー型設備を導入する場合、既築の事業所で使用している設備を更新する事業が補助の対象になります。ただし、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー源利用設備等については、新築の事業所であっても補助の対象になります。
- Q 7 2階から上が住宅になっているマンションの1階に事業所があるのですが、そこで実施する事業は補助の対象になりますか。
 A 7 住宅と事業所が混在する建物のうち、事業所の専有部分に導入する設備については、補助の対象になります。
- Q 8 リースにより設備を導入する場合、補助の対象になりますか。
 A 8 補助の対象になりません。また、中古設備の導入なども補助の対象になりません。
- Q 9 他の助成制度（補助金等）と併用することはできますか。
 A 9 川崎市の他の助成制度との併用はできませんが、国・県等の助成制度との併用は可能です。（併用する場合は、国・県等の助成制度においても併用が認められている必要があります。）

- Q10 導入する設備について、メーカーや型番に関する指定はありますか。
- A10 指定はありませんが、表1の3に定める設備（令和5度から令和7年度の間に認定された川崎C Nブランド認定製品であって、要綱上の別表5に定める設備に該当するもの）以外を導入する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく判断基準（グリーン購入法調達基準）又はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく性能の向上に関する製造事業者等の判断基準（トップランナー基準）に定めがある設備については、いずれかの基準を満たす設備であることが条件となります。
- Q11 既に設置が完了しているものや、工事契約を締結しているものについて、補助の対象になりますか。
- A11 補助の対象になりません。
- Q12 いつまでに工事完了すれば良いですか。
- A12 令和9年3月15日までに、工事だけではなく、支払等も含めた事業が完了し、完了届が受理される必要があります。
- Q13 補助対象経費がいくら以上の事業が補助の対象になりますか。
- A13 50万円以上の事業が補助の対象になります。
- Q14 蓄電池やV2Hを単体で導入しても補助の対象になりますか。
- A14 単体での導入は補助の対象になりません。ただし、本補助金を活用して導入する（導入した）太陽光発電設備等の再生可能エネルギー源利用設備と連携して導入する場合で、導入によりCO2削減効果が見込まれる場合は対象になります。
- Q15 V2Hとあわせて導入する電気自動車等の自動車も補助の対象になりますか。
- A15 補助の対象になりません。V2Hの設置に係る工事費のみを対象とし、設置に伴う高圧受変電設備設置工事費や、屋根・小屋等の新規設置工事、停電回避費、充電スペース造成費を除きます。
- Q16 全熱交換器は補助の対象になりますか。
- A16 補助の対象になります。空気調和設備として申請していただきます。
- Q17 同一年度内に再度申請することは可能ですか。
- A17 申請は、同一年度内に1件までとなります。再度申請することはできません。ただし、申請後に補助対象設備の導入を中止し、届出をした場合は、再度申請を行うことが可能です。

補助対象経費、補助金の額及び補助率について

- Q18 補助対象経費はどのように算定すればいいですか。
- A18 補助対象事業を実施するために必要な経費（以下「必要経費」という。）から、国・県等の補助金、寄付金その他の収入の額を控除して算定してください。
例えば、必要経費が500万円で、県から200万円の補助金交付を受ける場合は、補助対象経費は300万円になります。
- Q19 必要経費には何が含まれますか。
- A19 対象設備の購入及び設置工事に関する費用や既設設備の撤去費を対象とします。
ただし、次の費用は対象外です。

- ・ 購入及び設置工事にあたり申請者が要した調査費や事務費
- ・ 既設設備の処分費・消費税・地方消費税
- ・ 印紙税・登録免許税等の税金等
- ・ 各種手数料（銀行振込手数料等）

申請書類、申請手続きについて

Q20 「原油換算エネルギー使用量」を算定する期間はいつからいつまでですか。

A20 令和7年4月から令和8年3月まで（令和7年度）の期間になります。